

# 令和6年第6回（12月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月6日（金曜日）

## 議事日程（第1号）

令和6年12月6日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第130号から議案第150号まで
- 第 6 請願第4号、請願第5号、陳情第12号
- 第 7 （前定例会において委員会の閉会中の継続審査とした令和5年度決算の件）
  - \* 総務文教常任委員会付託案件  
議案第109号、議案第116号から議案第119号まで
  - \* 市民厚生常任委員会付託案件  
議案第110号から議案第112号まで、議案第114号、議案第115号、議案第120号
  - \* 産業建設常任委員会付託案件  
議案第113号、議案第121号、議案第122号

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

## 出席議員（20名）

1番	村川拓人君	3番	坂下真斗君
4番	栗山嘉男君	5番	佐々木ひとみ君
6番	平田和太龍君	7番	山本健二君
8番	林純一君	9番	佐藤定君
10番	中川健二君	11番	広瀬大海君
12番	山田伸之君	13番	荒井眞理君
14番	駒形信雄君	15番	坂下善英君
16番	山本卓君	17番	中川直美君
18番	佐藤孝君	19番	近藤和義君
20番	室岡啓史君	21番	金田淳一君

## 欠席議員（1名）

2番 川原茂君

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	鬼澤佳弘君
教育長	香遠正浩君	総務部長	中川宏君
企画部長	石田友紀君	財務部長	平山栄祐君
市民生活部長	市橋法子君	社会福祉部長	吉川明君
地域振興部長	岩崎洋昭君	農林水産部長	中川克典君
観光振興部長	小林大吾君	建設部長	佐々木雅彦君
教育次長	鈴木健一郎君	消防長	中野照之君
会計管理者 (兼会計課長)	石塚美好君	上下水道長	森川浩行君
両津病院 院長	倉内学君	選挙管理 委員会 事務局長	谷川直樹君
監査委員 局長	原田健一君	農業委員 会事務局長	木下和重君

---

事務局職員出席者

事務局長	中川雅史君	事務局次長	齋藤壮一君
議事調査 係	池秀和君	議事調査係	余湖巳和寿君

午前10時00分 開会・開議

○議長（金田淳一君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第6回（12月）佐渡市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

今期定例会のデータは、佐渡市議会のフォルダを開くとアップされておりますので、御確認をお願いいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金田淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、16番、山本卓君及び18番、佐藤孝君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（金田淳一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月23日までの18日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は18日間に決定いたしました。

なお、会期中の予定については、配信した会期日程のとおりでございますので、御確認願います。

ここで、議会中継を御覧の皆さんに申し上げます。

今期定例会の会期中の予定は、佐渡市議会のホームページ、フェイスブックに会期日程表として公開しております。

主な日程を申し上げますと、一般質問は11日から13日まで、常任委員会審査は17日から19日まで、いずれも10時からで、傍聴可能でございます。

皆さんのお越しをお待ちしております。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（金田淳一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（金田淳一君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、令和6年第6回（12月）佐渡市議会定例会に当た

りまして、令和6年第4回（9月）佐渡市議会定例会後の報告案件について御報告を申し上げます。

報告事件でございます。まず、今定例会における報告事件につきましては、報告第23号から報告第25号までにつきまして、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、報告をするものでございます。

続きまして、9月定例会後の本市における主な出来事について行政報告をさせていただきます。

1、佐渡無名異焼、国指定伝統的工芸品の正式選定について。去る10月17日、佐渡無名異焼が佐渡市として初となります、国指定の伝統的工芸品に選定されました。これまで技術の継承と発展に御尽力をいただきました佐渡無名異焼の会の皆様をはじめ、関係者の皆様に心より敬意を表すとともに、これまで御指導、御支援いただきました国や県、関係団体の皆様に深く感謝を申し上げます。佐渡無名異焼は、金鉱脈の麓で取れる無名異土と呼ばれています、この酸化鉄を多量に含んだ赤土を原料とした焼き物で、世界文化遺産「佐渡島の金山」とも深く関わる歴史ある伝統工芸品でございます。この歴史や文化を広く発信するとともに、伝統技術や技法の価値を再認識し、次世代への継承を目指して佐渡無名異焼の発展に取り組んでまいります。そして、佐渡の伝統的工芸品を代表する存在として、多くの皆様にその魅力を感じていただけますよう、島内外、さらには海外にも積極的に展開し、関係者の皆様と共に佐渡無名異焼が末永く愛され、継承されるよう努めてまいります。

2、小千谷市からニシキゴイの寄贈について。「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録を記念し、泳ぐ宝石、ニシキゴイ発祥の地であります小千谷市より、ニシキゴイの御寄贈を賜り、去る10月9日、市役所本庁舎におきまして、宮崎悦男小千谷市長に御列席をいただき、寄贈式を執り行わせていただきました。御寄贈いただきましたニシキゴイは、山吹黄金とプラチナ黄金の2品種、合計25尾でございます。これらは、市役所本庁舎の1階の多目的スペースと、きらりうむ佐渡のエントランスに設置してございます大型の水槽にて、きらびやかで優雅な泳ぐ宝石、ニシキゴイの姿を御鑑賞いただけます。このたびの御寄贈を契機に、「佐渡島の金山」と世界中に愛好家を持つニシキゴイの小千谷市、この2市がしっかりと連携し、新潟の文化を生かしたインバウンドの拡大、文化情報の発信を含めまして、新潟県全体の活性化につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

3、「佐渡島の金山」の追悼式についてでございます。去る11月24日、「佐渡島の金山」追悼式があいかわ開発総合センターにおいて執り行われました。実行委員会によって開催された今回の追悼式には、日本政府代表の生稲晃子外務大臣政務官、花角県知事、世界遺産登録推進県民会議共同代表、県議会議員、市議会議員の代表、市内民間団体、企業代表者の皆様が実行委員会から招待され、約70名の皆様と共に参列をしたものでございます。私も併せて参列させていただきました。式典では、皆様と共に「佐渡島の金山」の発展に関わられた先人たちの労苦に対する心からの敬意と、亡くなられた全ての労働者の方々に対し、哀悼の意を表したところでございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

日程第5 議案第130号から議案第150号まで

○議長（金田淳一君） 日程第5、議案第130号から議案第150号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第130号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、職務が適正に行われていない事案が発生し、本市に対する市民の信頼を失墜させたことを重く受け止め、組織全体の規律を正し、職員全体に注意を喚起するとともに、自らを戒めるため、1月分の給料月額から10分の1を減額するための条例を制定するものでございます。

議案第131号 佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について。本案は、本年の世界文化遺産登録を契機に、より一層の交流人口の拡大及び持続可能な行政運営を目的として、教育委員会の文化、スポーツに関する権限を市長部局へ移管し、観光をはじめとする他の行政分野の事業と一体的かつ総合的な推進を図るため、条例を制定し、関連する条例を整理するものでございます。

議案第132号及び議案第133号は一括して御説明をいたします。議案第132号 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第133号 佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、以上の2議案は、文化芸術の振興やスポーツ振興の一層の推進を図るとともに、観光、福祉、教育、産業分野における交通資源を総合的に活用するなど、一体的かつ効率的な組織体制に見直し、併せて職員定数を定員適正化計画に合わせるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第134号 佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターの職員の配置基準が緩和されたことから、その内容に合わせるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第135号 佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が定められたことから、その内容に合わせるほか、文言整理など所要の改正を行うための条例の一部を改正するものでございます。

議案第136号から議案第140号までは一括して御説明をいたします。議案第136号 佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第137号 佐渡市ふすべ村体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第138号 佐渡市佐和田森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第139号 佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第140号 佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上の5議案は、近年の物価及び人件費の高騰などを踏まえ、施設の利用料金を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第141号 佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基

準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が改正されたことから、その内容に合わせるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第142号 字の変更について（大小地区）。本案は、土地改良事業により実施した県営中山間地域総合整備事業大小地区の施行に伴い、字を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第143号から議案第145号までは一括して御説明をいたします。議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）、議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（窪田キャンプ場）、議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川観光交流センター）、以上の3議案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第146号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について。本案は、本市が加入する新潟県市町村総合事務組合において、妙高市が公平委員会に関する事務に加入することに伴い、当該組合の規約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第147号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ6億6,733万6,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、ふるさと納税の実績見込みに伴う歳入歳出所要額の計上や戦略的観光誘致促進事業費の増額及び債務負担行為を設定し、歳入では国、県支出金、市債などを増額計上し、繰入金を減額計上するものでございます。

議案第148号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ100万円を追加するものでございます。補正内容は、過年度分の保険料を被保険者に返還するための還付金を増額計上するものでございます。

議案第149号 令和6年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、資本的収支について、収入を1億7,525万円、支出を1億5,400万円それぞれ増額するものでございます。主な補正内容は、両津病院移転新築事業建設工事費のインフレスライドによる増加及び建設工事費増加に係る財源の補正を計上するものでございます。

議案第150号 令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支について、収入、支出ともに5,897万円を減額するものでございます。また、資本的収支について、収入を8,307万円、支出を5,897万円それぞれ増額するものでございます。補正内容は、国庫補助事業の事業費調整に係る補正を計上するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） これより質疑に入ります。

議案第130号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） お願いいたします。議案第130号の佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定についてですが、この事案については、いつからいつまでの事案で、どういう内容かお聞かせいただきたいと

思います。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

臨時会において、議会の追認という形で議会の議決を得ないでやった事業というところはございます。それと、議会に上げた資料につきまして、決算審査の添付資料について誤りがあったというところで、その2点につきまして該当させたものでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） ちょっと今の件でお尋ねをしますが、議会の議決をせずに追認をした案件について言うと、全国的にも同じように起こって、いわゆる教育上のデジタル教科書とかの問題が従前よりも違ったということで全国にもありました。全国を見ると、市長と教育長がこういった処分みたいなのをやっているというふうに私は理解をしているのですが、その辺、どういうふうに考えて、どうやったのか。こういう処分をやる時には大きな、もともと職員もそうですが、ルールに基づいてやるのが1つと、もう一つは政治的な視点での処分みたいなものもあるわけなのだけれども、どういうルールでやったのか。全国的な例で言うと、追認議案については、教育委員会も含めて、教育長も含めてやっているのが県内でも多いというふうに思うのですが、それはどういう考え方とルールでやったのですか。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

この件につきましては、追認事項一つというところではなく、もう一つの案件が重なったというところの中で、市長の減給の条例を出したものでございます。それから、追認の関係でございますが、教育の部分もございましたけれども、教育長在籍ではなかったというところの中で、その辺も考えていなかったというところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 在籍でなかった云々ということを使うと、昔の不祥事は私は知らないよというので、それはちょっと通用しないのではないかと思います。ちなみに、追認の議案の議決の金額だけでいうと、教育委員会は5,729万円でしょう。執行部は4,200万円でしょう。額の大小でいっても教育委員会も大きいし、その辺の見方、それと他市、県内でも教育委員会の追認議案については、市長や副市長が処分した例があったけれども、佐渡市はそれと比べて甘いというふうに見えるのだけれども、それはどうですか。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

追認事項だけというところではなく、今回はほかの案件もあったというところで、市長の減給をしたものでございます。それから、追認事項の関係につきましては、全国的に見られた中で、そういった減給等出しておるところもありますが、実際にやっていないところもございますので、佐渡市については追認だけでそういったことはしないというところの考え方の中で、今回複数案件というところでやったものでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 追認事項でいいますと、教育委員会の追認事項は先ほど私が1回目に言ったように、

デジタル教科書だったのです。ところが、佐渡市はデジタル教科書ではなくて、普通のパソコンだった。デジタル教科書ならば、極端に言うなら、従来の教科書は高くなかったので、ついつい忘れてしまいましたよという情状酌量の余地はあるのだけれども、パソコンというものは普通の物品をしっかりと買うということだから、私はそれは罪は重いと思っていますのです。全国的な追認事項の関係でいうならば。そういう意味でいうと、教育委員会、それだけではなくて最近も何かあったようだから、併せてしっかりとやるというのがやっぱり襟を正すという意味で必要だったと思うのですが、いかがですか。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

今回の追認事項につきまして、教育委員会の関係、パソコンではございません。パソコンにつきましては、市長部局のほうの案件でございましたので、一応御説明をさせていただきます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結いたします。

議案第131号 佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 所管事務の関係として総務文教常任委員会でもやっているのですが、どうしても総務文教常任委員会のと看も乾いていないし、議員全員協議会に出すときはしっかりと分かるようにしてきなさいよというふうには総務文教常任委員会、総意の意見だったというふうには思っています。そこで分からないことで聞くのですが、まず1つは令和7年度の秘書の関係の再エネ推進室で、秘書及び渉外という。これ、渉外って一体何ですかというのが総務文教常任委員会のと看にあつたのだけれども、一般的な、以前のことと言うならば、委員の中でもありましたが、以前は、部長は部長という名のもとでいろいろなところに行って渉外やることができるのだというような話もあつたので、これ、具体的にどういうことなのかということが全くないので、改めて、渉外はどうなのかというのをちょっとお聞きしたいなというふうには思っています。

あと、交通政策課の関係ですが、以前の考え方で、あちら行ったり、こちら行ったりしているわけなのだけれども、前は観光振興部のほうがいいのだよということを言って、以前は総務部にいたり、あちら行ったり、こちら行ったりして、これ迷走しているというふうには私見えるのですが、その辺どうですか。

○議長（金田淳一君） 中川直美君に申し上げます。ただいまの質疑は、議案第131号から外れている質疑と認識しておりますが、この次の議案が関連しているように思いますが。

中川直美君、2回目です。

○17番（中川直美君） 失礼しました。では、このときにそれ聞くので、今考えて。

組織を委任するということですから、教育委員会もいいですよと、執行部もいいですよということなのだから、どのような議論がなされたのか教えてください。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

教育委員会につきましては、9月定例会において、大きな方向性が明らかになったことを受けて、9月の定例会、10月の定例会、11月の定例会、そして先月は総合教育会議の場のほうで議論のほうをしてございます。教育委員会としての意見等につきましては、その場で市長のほうにもお伝えをし、留意して進める旨、回答いただいているところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、所管の事務を動かすときには議会の求めに応じて、教育委員会は答えなければならないということで、議長のほうからその文書は行っているかと思うのですが、今日の時点で私は発見できなかったのだけれども、それはどうなっていますか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

---

午前10時24分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明します。

本日、議会のほうから教育委員会のほうに手渡しをされたというふうに聞いております。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） この条例については、今までも説明はいただいていますけれども、説明はかなり不足しているなというのが今まで委員会でも指摘してきたところです。特に今回の条例では、具体的に後ほど職員の人数については、来年度からどうするかという数字が出ていますけれども、果たしてこの組織改編というのが組織の動きがよくなるのか、それとも何を目指しているのかと。何がこの組織改編として本当にメリットなのかということをもっと丁寧に御説明いただきたいと思います。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 様々な行政課題を解決するために、業務を効率的に行う、また将来的にも組織の縮小というのは避けられない状態でございますので、効率的にこの業務をどうこなしていくかというところで様々な形で試行錯誤をしておる中での一環だというふうに思っております。

組織改編につきましては、私自身、今回は比較的大きくなりますが、今までも例えば交通政策課においても、私自身は市民の皆様への影響というのはもう最低限に抑えながら、組織を効率的また効果的に考えて、そのとき、そのとき、国の情勢、そして今の佐渡市の情勢に合わせて動かしているというふうに認識しております。そういう点で少し早めに動いているという点もあるというふうに私も感じておりますが、今国の政策、毎年変わっております。特に交通政策について、大きく変わっておるわけでございます。そして、世界遺産も含めて、文化、行政も含めて大きく変えなければいけないという時期に来ておるわけでございますので、その効率的なものに対する調整の一環がこの組織改革だというふうに私は認識しております。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 国の情勢という言葉は今初めてお聞きしました。国の情勢よりも早めに動くということの説明というのは今まで聞いていないのですけれども、そこは説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません。私の一言一言を聞いていないと言われても私自身は総体の考えを説明しておりますので、それが効率的な組織運営をしたいという総務部からの説明だというふうに認識しております。

○議長（金田淳一君） 荒井議員に申し上げますが、今ほどの質疑もこの次の議案に関係する部分が多いと思いますので、十分気をつけて質疑をいただきたいと思います。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結いたします。

議案第132号 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 先ほどは失礼しました。組織の関係ですが、先ほど聞いたというところが、秘書及び渉外の部分の件については、これ、どういうことなのかということと、もう一つは、市長が先ほども言いましたが、全国的には安倍教育改革以降、かなり動いていますから、早いとは思わない。かなり他市も動いています。それは私、承知しています。と思うのだけれども、その辺どうなのか。とりわけ交通政策というのは、いつも行ったり来たり、行ったり来たり。市長部局のほうだから、市長部局としてはやりやすければそれでいいという見方もできますが、条例で制定する以上、市民に影響があるから、議会の審議を経て決めるということがルールでございますので、その辺を詳しく教えていただきたいということでございます。

組織体系、先ほどの条例案もそうですが、日経の地方創生フォーラムで市長が佐渡の今後の在り方を語っているのも私大分見たのですが、あんな発想なのだろうなという、文化をしっかりと後世に残していくという意味合いなのだろうというのは理解はしているのですが、改めて、先ほどの質疑はそういう意味だと思う。全体像でどういうものを目指しているのかというのがやっぱり市民にもしっかり分かる必要があるというふうに私は思うのですが、その3点。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず、全体像としては、今議員からお話しいただいたとおり、やっぱりこれから地方創生を含めて、人口減少の問題も非常に厳しいスキームになる。その中で、やはり独自の佐渡の力を生かしながら、若い子供たちも含めて、佐渡のファンをつくっていくということが非常に重要になってくるという認識でございます。それで、佐渡のオンリーワンというと、やはり文化。世界文化遺産、世界に認定された文化、農業遺産、そしてジオパーク、あとトキ、こういう部分がやっぱり佐渡の非常に大事な要素だろうと。そういうものを中核にして、多くの人に佐渡を知ってもらい、佐渡のファンになっていただく。それをやはり今回の場合は、特に県と併せた組織の中で、国、県、市がしっかりと連携をしながら、

このインバウンド対策も含めて取り組んでいくというのが1つ大きな柱というところになっているわけですが、その中で、交通政策の話も、これも議員御指摘のとおりで、様々動かしていただいておりますが、今ライドシェアを含めて、もう交通機関だけではなかなか市民の要望する交通手段を確保できない状態であるというふうには実は認識しておるところでございます。そういう点を踏まえていくと、今走っている、例えば病院のバスなり、新たに福祉バスをつくるであるとか、スクールバスの混乗化であるとか、様々なものを総動員しながら、市民の交通手段、そして一方では佐渡に訪れるお客様の交通手段を考えていかなければいけない。そのときに、観光のほうと一緒にということで今までつくらせていただいたところでございますが、観光だけではなくて、一度全体像を振り返って、今後の5年、10年の公共交通の在り方、ここをしっかりとつくらなければいけないという認識でございます。そういう点で、今回企画部等々に入れながら、市全体の課題を整理をして、交通政策に取り組んでいきたいという点が今回の交通政策課の異動の私自身の考えでございます。

あと、企画部の秘書のほうにつきましては総務部長から御説明をさせます。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

秘書の業務に渉外があるのはなぜかというところでございます。渉外については、ほかの部署も全部あるのではないかという御質疑もいただきました。秘書係のところの中で業務に渉外が特出しになっておることにつきましては、市全体の中で主要施策等を進めるに当たりまして、市長直結の中で渉外という業務に重きを置いているところの中で、秘書のところに渉外という事務所掌を書かせていただいております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 渉外の関係はちょっと意味がよく分からないと思います。

教育委員会のほうにも聞くのですが、観光文化スポーツ部になると、やっぱり中よりも外のほう向けではないかという市民の声があります、実際、9月定例会のことをちょっといろいろ話したら、どうなのだよという声があります。結果的に残るのは、図書館と公民館になるのだけれども、その辺がしっかりやれるのかどうなのかという、報告書見れば分かるのですが、どのようにしっかり担保を取るのか。市長も日経の地方創生フォーラムの中で言っていましたが、地域にやっぱり寄り添っていくには、まず地域があって、そこに行政が予算なりをつけてやっていくことが要るのだということをそこでは言っていました。ここでは聞いていませんが、何回も見たので。だから、その辺、やっぱり地域に寄り添うというところという、公民館なんていったら、スポーツ、文化が中心だというふうに私は思うわけなのだけれども、その辺はどのように、教育委員会として担保も取るし、どのように地域発展に尽くしていくという仕組みになっているのですか。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

総合教育会議の場におきましてお伝えしていることは、教育委員会としてこれまで行ってきた教育活動や議員御指摘の地域活動については、移管した後も引き続きやっていただきたいということをお伝えしております。先ほど公民館という話もございましたが、公民館を含めた社会教育という部分は、引き続き教

育委員会のほうで所掌のほうをしていきます。現在行っている取組については、社会教育事業というものとスポーツ推進事業ということで分かれてございますので、社会教育事業というものはそのまま残っていきまますし、スポーツ推進事業として行っているものはそのまま市長部局のほうに移管するというふうになるというふうに認識しております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 冒頭でも言いましたが、全国的には、これ大分進んでいる。もともと、これ教育委員会の所管であっても、佐渡市としては連携をして一体としてうまくやるというのが基本なのです。法律の建前は違うのだけれども。それがうまくいっていないし、私は予算措置権限もある市長部局のほうがいいのかなと思う問題もあるのだけれども、本来の社会教育をしっかりと推進していくためのやっぱり連携は執行部のほうではどういうふうに考えていますか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まだ確定はしておりませんが、先般の総合教育会議でも教育委員会のほうに、教育的な部分が終わった後で構いませんが、うちの執行部のほうからそこに派遣をして、派遣といいますか、行って、スポーツを含めた、文化の進捗を含めた議論をしていくということも大事だろうというふうに、ぜひ私はそこをやらせてほしいということで、先般教育委員にもお話ししたところでございます。教育委員としっかり我々の今の情報の理解をしていきながら、職員につきましては、様々な形の連携は十分可能だと思っておりますし、議員が今おっしゃられたように、今までも世界遺産という中で、教育委員会と連携をしながら取り組んできたわけでございます。その点をしっかりと整理をして、よりスムーズな形でできるようにというのが今回の変更でございますので、しっかりと我々としては教育委員を含めて連携を取れるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第132号についての質疑を終結いたします。

議案第133号 佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） この条例は、具体的に職員の数を減らすということで、合計350人を令和7年4月1日から減らすということで施行すると。これについて、もう少し説明をお願いいたします。このまま単純に見ると、一気に350人減らすのですか。そういうことはないと思います。段階的にとか、もう少し具体的な御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

この条例は、職員を減らすということの条例ではございません。職員の定数、上限という形の中で、そこまでの人数という上限の人数を定めるものでございます。三百何人というような数字がありましたけれども、今実際に職員数につきましては、大分この定数条例、上限というところの中では乖離しております

ので、提案理由で述べさせていただいたとおり、定員適正化計画がございまして、その数字に合わせた形の中で定数条例を改正したいということでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） ということは、今この現在ある、例えば834人を600人に改めるというのは、もう既にそこへ現状は近づいているものなのだと、それをさらに現状に近いものにすると。これ、どういうところのあんばいなのですか。つまりもう600人に実は近いのですとか、600人は達成しているのですとか、どの辺のあんばいなのですか。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

この定員適正化計画で令和7年度の職員数全体で1,040人という形を示させていただいております。現在計画を進めている中では、それ以下の人数に既にもうなってきたてございまして。ですので、その人数にあまりにも今の定数条例ですと乖離しておりましたので、適正化計画に合わせたというところでございまして。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 私の計算とはちょっと違うので、確認しておきたいと思うのですが、市長部局と教育委員会、先ほどの事務が変わるのもあるから、それが若干行ったり来たりするというのは私も分かるのです。ただ、市長部局でいうと、現行が834人の定数に対して、今度は600人にします。先ほど現状の認識言いましたけれども、2023年4月の数値、あなた方が出した数値でいうと、正規が630人、2023年の決算資料からいうのです。2025年には600人にするという事は、30人減ってしまうということなのではないのかという気がするわけ。現状はもっと減っているのかもしれないけれども、2023年4月でいいますと、実態は正規が630人、フルタイムが34人、パートが416人ということですから、正規とフルタイムを合わせても664人。そこにパートを入れると1,080人ということになるのだけれども、その整合性がちょっとよく分からない。正職員の定数を減らすのだけれども、これ、会計年度任用職員はどんどん増やすという考えなのかなというふうにも見えるのだけれども、それはどうなのかという点が1点。

もちろん教育委員会とのやり取りで行ったり来たりはあるのだけれども、消防も4人減らす。消防は、離島という特殊条件の下で、外部からの応援も来ないので、これは定数を削減するのはなかなか厳しいよということで、甲斐市政のときに、この問題はしっかり押さえたのだけれども、これはどうしてこういうふうになるのかということをお聞きしたいのが2点目。

3点目は、病院が40人減りますよね。上下水道は8人減るということになるのだけれども、全体でいうと、584人の定員削減に定数上はなると思うのですが、さっきから350人だの、234人だの、いろいろ話しているのですが、その辺もうちょっと明確に教えてください。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

この定員適正化計画の中の定数につきましては、職員につきましては、正規職員の数というところでございまして。フルタイムとか、パートタイムのほうは入ってございませぬ。

それから、消防につきましては、議員おっしゃられましたが、甲斐元市長のときに181人という数字を出してございまして。定数の条例の中は185人のまま変えていなかったというところでございまして、そ

の数字に合わせたというところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、2023年4月では正規が630人だったのだけれども、今600人ということね。つまり定数以上は無理だからということなのですね。私、決算の資料を見て言っている。実はちゃんと表を作って計算してある。ということなのかというのをちょっと聞いておきたい。

それと、もう一つは、結局会計年度任用職員がまた同じように今4割ですか。あなた方の言い方でいうと、4割いるわけだけれども、結局定数は減らすのだけれども、会計年度任用職員が今度増えるだけになるのではないのですか。その辺、大丈夫ですかということですよ。

教育委員会に聞きます。教育委員会、執行部との、さっきの組織の改編で仕事が行ったり来たりというのはもちろんあるのだけれども、現行が155人のものを91人、そして全体では64人減るということになるわけです。その64人が執行部に行くなら分かるのだけれども、執行部がさっき言ったように、現行の数字で減るわけない。教育委員会は、これで大丈夫なのかということをお願いいたします。

それと、もう一つは、3点目、教育委員会との事務の移行の問題の関係ですが、文化、スポーツというのは結果的に社会教育の要素を含みますから、社会教育というのは土日なのですよね。土日祝日が多い。その辺も含めて、かえって時間外が増えたりというような懸念はございませんか。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

令和7年度の定員適正化計画の数字、1,040人というところの中で進めてきております。現在それに向かって、削減計画等も実施をしながら職員数は減っていくというふうに考えております。

教育委員会との関係でございますが、それにつきましては、人数のほうは今までのいろいろな形の中で既に減ってきております。今回この移行の数字をさらに抜いた形の中での職員数、定数というところで上限を定めたものでございます。

それから、基本的に減った中で、では会計年度任用職員をどんどん増やしていくかという、そういった考えのほうはございません。適正な事務をしていく中で、必要な職員数を確保していきたいというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

人数の件につきましては、今ほどの総務部長の話と同じでございますけれども、スポーツの関係、これにつきましては、社会教育事業、特に公民館事業として、各地区、公民館主催で体育大会であったり、文化祭、また青少年学級でスキー教室や民踊教室など、そういったことも確かにやっておりますが、今回の移管においては、現場である教育事務所の人数等は減らさないで進めるというふうな方向で聞いてございますので、教育委員会としては特段支障等はないというふうに認識しております。

○議長（金田淳一君） 坂下真斗君。

○3番（坂下真斗君） 定員適正化計画に基づいてやられているということなのですが、公営企業会計の定員適正化計画だと、令和7年度218人なのですが、これについてはどういうことなのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

---

午前10時47分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

この定数の条例につきましては、あくまでも上限というところがございますので、その部分につきまして、公営企業のほうにつきましては、定員適正化計画の中では218人というふうな数字が出てきておったかと思えますけれども、現在の公営企業の関係の人数等の見込みを合わせまして、このような形で定数を考えたものでございます。

○議長（金田淳一君） 坂下真斗君。

○3番（坂下真斗君） 定員適正化計画も相当なスピードで職員を減らしていく計画だったと思うのですが、それよりもさらに今回の条例では、一部職員数を低く改正するということなんでしょうか。そして、なぜ今この時期で改正になったのかをお聞かせください。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

この定数条例、上限という形の中で、この前の改定につきましては、上下水道が公営企業というところになるというところで、その異動の数字だけを変えて、全体の見直しをしておりませんでした。現在においては、逆に言うと、職員数の削減というよりは、公営企業等の現場においても職員数が実際に減ってきております。あまりにもこの上限の数と乖離をしておるというところの中で、今回は定員適正化計画に合わせた形にするべきであろうと。それから、今回教育委員会部局のほうから市長部局のほうにも人数が変わるというところの中で、併せまして今回条例の改正を提案させていただいたものでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

議案第134号 佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 先ほど市長から参酌基準だという話もあったのですが、分かりやすく言えば、地域包括支援センターの基準を見直すと。とりわけ3職種と言われている主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師、これを地域包括支援センターのグループの中でやり取りができる。今まで1か所でしたものをやり取りができるという中身だと思うのです。ついては、これは今ほど言った主任ケアマネジャー、社会福祉士や保健師の人員不足のことがあって、厚生労働省が踏み切ったものだというふうに私は理解をしているのだけれども、佐渡の場合、5つの地域包括支援センターがあるのかな。そこで十分足りていて、こういう状況は生まれなければならないだろうというふうに思うのだけれども、本部が変わったから、変わるとい

ったらそれまでなのだけれども、今こういう状態は佐渡には必要ない状態ではないですか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

今佐渡島内に4つの地域包括支援センターがございます。今人員配置基準としては十分満たしている状況で、この改正に合わせてこの規定を使うということは今想定しておりませんが、今後人材不足発生したときにも対応できるように、国の基準に合わせて今回改正するものでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 地域包括支援センターは業務委託でしょう。委託しているところは、1か所で、例えば1事業者が受けていれば、保健師2人雇うよりも1人雇ってやりくりさせたほうが経済的には楽なのです。結果的にそういったことを誘導することになりませんか。今地域包括支援センター、社会福祉協議会やいろいろなところに業務委託しているでしょう。結果的にそういうことに、なかなか厳しい世界ですから、ケアマネジャーも給料が安くて大変だという今時代の中で、そうするとどうしてもそういうふうになって、地域包括支援センターのものが弱くなるのではないかと。ちなみに、地域包括支援センターというのは、中学校区ごとというのが厚生労働省の基準でしょう。佐渡の場合は、市長の話ではないけれども、広大なところに地域包括支援センターがあって、そんな近いわけでもないわけだ。結果として、そういうことを誘導することに、これなりませんか。その辺の担保はどうしていますか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

今回2つのセンターで保健師を片方に置くというようなことができるような緩和になっておりますが、1つの地域包括支援センターのほうで保健師を減にした場合、もう一つの地域包括支援センターに保健師が2人いるということになりますから、結果的に2つのセンターの総人員としては配置基準は変わっていないということでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 私、そんなこと聞いているのではないのです。現行ではなくて、将来的にそうやっていくのではないのですかと、そういうふうになるのではないのですかと。厚生労働省では、地域包括支援センターごとに少なくとも2職種の配置は義務づけるというふうに言っているのだけれども、結局3職種のうち、もう一人の職種の場合は、分かりやすく言えば、兼務してやれるということになるのではないのですか、結果的にそういうことに誘導していくことになりませんかと聞いているのです。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

現在はそのような状況にはなっておりませんが、今後国のほうがどのように改正していくか、その辺見極めながら、うちのほうの条例もそれに合わせるのか、どうするのかというところは、その時点で検討が必要になるかと思えます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時05分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

議案第135号 佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第135号についての質疑を終結いたします。

議案第136号 佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） これは、客室1、客室2、それぞれ増額になるということなのですが、その倍率が1.5倍のもの、1.66倍のものと分けている理由を御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

このたびトキ交流会館の宿泊費のほうを増額改定させていただきました。1泊目につきましては、4,000円だったものを6,000円、2泊目以降は割引料金ということを適用させていただいておりますので、それぞれお示しの金額に設定させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今質疑したことと御答弁がかみ合っていないのですが、客室1は、1泊目も2泊目も1.5倍なのです。客室2は、1泊目も2泊目も1.66666倍なのです。なぜそういう計算なのか。一律1.5倍でも結構大きな料金改定だと思います。ですが、なぜこのような比率にしているのか、もう少し御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

---

午前11時08分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明申し上げます。

今回の場合、トキ交流会館につきましては、バス、トイレつきのものと、なしのもので分けさせていた

だいておりますが、今回そういった部屋の違いによって、率につきまして考慮はしてございません。近隣の宿泊施設の素泊まり料金等を加味した中で改定のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません。ちょっと補足いたします。料金の改定ということで、全てが上がるという御認識を今受けているかと思いますが、そういうことではございません。通常で他の民間の施設も基本的に宿泊料を上げながら、持続可能な施設運営に取り組んでいる中で、公の施設だけが一般のお客様に対して極端に安いというのは、私は民間への悪い影響になるというふうに思っています。そういう点で、本来の目的であるトキの研究であるとか、学生、こういう者は基本的には料金は据え置く方向で考えておりますし、この条例につきましては、上限としてここまで上げられますよということでございますので、一般の方々は普通の民宿なり、そういうもの並みに施設に合わせた形で条例のほうを変更させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） まず、これ、議案第136号から議案第140号まで全部に関わるのですが、今市長も言ったように、近年の物価高騰の関係で上げざるを得ないというのは分かるのですが、とりわけ議案第140号以外は島内の人も使うのだろうけれども、あまり需要が多くないのかなというふうに思うのですが、そこで聞きたいのですが、トキ交流会館については、現在在籍している利用団体が4団体あります。それらの扱いは一体どうなるのかというのをまず1つ聞きたい。

それと、もう一つ、この値上げすることによって、どのぐらいの収益が見込まれて、これ指定管理ですから、指定管理のルールで、それ指定管理を受けたところに入るという意味なのだろうけれども、そこはルール、指定管理のやり方によって違うのだけれども、意味なのだろうけれども、一体これだけ上げることによって、あなた方はこの物価高騰や人件費に見合う分が入るという計算なわけだよね。それはどういう計算なの、どういう見方をしているのか教えてください。今定例会の冒頭で、議長は市民に議会のあれ言いましたが、議会報告会の中でも、あなたたち、ちゃんと費用対効果やその予算の中身を審査したのか、なんていうような市民の意見もございましたので、ぜひ教えてください。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

まず、1点目でございますが、今回宿泊料を値上げしたことによりまして、トキ交流会館に入居しております団体に関しましては特段の影響はございません。また、今回値上げしたことによってですが、昨年度の施設維持管理費でございますが、これにつきましては当然、今回値上げ分で全て賄えると考えておりますし、トキ交流会館の宿泊人数につきましては、平成24年、平成25年頃がピークだったのですけれども、昨今そのピークに迫る勢いを見せておりますので、指定管理者の意向としましては、もう1人従業員を雇いたいというような意向もございますので、その辺も含めまして、今回の値上げ分でカバーできるという試算をつくっておるところでございます。

以上です。

〔「金額的に幾らぐらい」と呼ぶ者あり〕

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

昨年度の需用費であったり、委託料、賃金等の支出でございますが、2,100万円ぐらいになっていますので、そこに従業員1人の賃金プラスアルファ、このぐらいを賄える計算になっております。

以上です。

〔「違うんだよ。幾ら増収するかって聞いておるんだよ、さっきから」と呼ぶ者あり〕

○農林水産部長（中川克典君） 800万円ほど増額。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 800万円ということは、指定管理料は年間800万円ですから、1年間の分が浮くということね、あなた方の試算だと。先ほどちょっと答弁の中に、事業者には影響しないという言い方をしたけれども、これ、事業者の収入になるのだよね。トータルすると800万円で、人件費1人雇える、プラスアルファという言い方だけれども。その辺、もうちょっと分かりやすく。つまりこの使用料は事業者収入になるという指定管理の在り方だと思うのです。800万円ありますということね。それを確認したいと思います。

あと、さっき言った在籍の利用団体の扱いはどうなるのか。それと、もう一つは、先ほど世界遺産の関係で宿泊等が多くなっているのは分かるのだけれども、3つの機能があるということで、宿泊、会議室の貸出し、自然体験プログラムという、この3つがありますよね。この状況は、今のところどんな感じなのか、この売上げ的に言うと。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 最初の質疑は、農林水産部長からお答えさせますが、この改定につきましては、やはり民間への、本来事業目的でいうと、トキの研究であるとか、学生であるとか、そういう方が非常に安く泊まりながら長期滞在し、学べる施設というのがそもそもの条例の設置目的でございます。しかしながら、今の状況を鑑みると、一般の会社の方であるとか、そういう方が非常に多くホテルで宿泊しております。これは、安いという点がやっぱり1つ大きな点だと思っています。ただ、これが決して行政目的に沿っているのかと言われると、やはりそこは今考えなければいけない。その中で、全体像として今の物価高騰、賃金の高騰ということになるわけでございます。そのカバーを指定管理として行う以上、行政目的でございますので、基本的には行政が負担すべきものというのが基本的な考え方、それが指定管理でございます。ですから、やっぱりこの指定管理の中で、基本的には自立可能になっていくように、そして本来の行政目的に合わせた形での支援、そういうものを中心にしていくようにと考えております。この中で、議員御指摘のとおり、収入は一旦必ず事業者に入るといふふうに考えております。その中で、忙しい中、雇用を増やしていけるということを実際にこの経営が持続可能になっていく。本来でいうと、ゼロ指定管理等ができればベストなわけでございますので、そういう点も含めながら考えていくのが今回の条例の改正でございます。

本来の目的の使用状況等につきましては、農林水産部長から御説明をさせます。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明申し上げます。

利用料金の内訳でございますけれども、昨年度決算で約1,400万円の収入がございますが、このうちの9割が宿泊代金になっておりまして、残りの1割が会議等で会議室を使用したときの収入の実績になってございます。

以上です。

〔「会議料金は変えるんだよね」と呼ぶ者あり〕

○農林水産部長（中川克典君） 会議室の料金につきましては改定いたしません。また、政策的な側面でございますので、大学生であったり、子供たちの料金のほうも改定はいたしません。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 市長が先ほど言ったように、本来この目的に沿ったもの。だから、何で私、この3つの事業のあれを聞いたか。もちろん宿泊は今どこでも高騰しているから、安いところに流れるのです。問題は、会議室の貸出しと自然体験プログラムをやっぱりこの指定管理を受けている業者が直にやるのか、あるいはそこに在籍している団体がやるのか、そこがあって初めてこの公の施設としての存在価値があるので、9割以上が宿泊だけというのは、モニタリングするわけでしょう、指定管理の。モニタリングでもうちちょっとこ頑張っていたきたいなということも、やっぱりそういうことをしないとイケないのではないか。そうしないと、結果的に民間の形だけの宿泊施設になってしまう。やっぱりその辺をしっかりと行政はやっているのだというところが要るのだと思うのですが、いかがですか。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

議員おっしゃるとおりで、トキ交流会館につきましては、単なる宿泊施設ではないので、今後も指定管理者、また入居するトキ関連のNPO法人等と連携いたしまして、大学生などが佐渡の自然をフィールドといたしました環境学習の拠点となるような様々なプログラムのほうは検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません。ちょっと補足説明いたします。

基本的にやはり今の指定管理者も生物多様性、トキの保護をやられている団体の方でございますので、私自身も会議に何度も行きますが、あそこの会議室で様々な意見交換を多くしておるのも事実でございます。ただ、収入割合が1対9というのは、会議室を使われる方も宿泊をされる方も多々ございます。そういう点で会議室が伸びると、当然単価の高い宿泊のほう伸びてきますので、数的には1対9ということになっているというふうに思っています。全体像として、今数字をつかんでいるわけではないというふうに私は認識しておりますので、今後そういう数字もしっかり見ながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第136号についての質疑を終結いたします。

議案第137号 佐渡市ふすべ村体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） ぜひ今後こういうものを出すときには、年間どのぐらいの利用料で、幾らぐらい増えるのかは当然必要なものですから、あれば聞く必要もないので、お願いしたいと思いますが、このふすべ村の関係ですが、これ、何で直営になっているのだろう、いつまでも。あなた方の考え方でいうならば、これ指定管理か何かにするのが妥当だし、昔からこれ言われていて、いまだに直営になっている理由は何かあるのか。直営だから、聞くのだけれども、地方財政法の住民に負担の転嫁をしてはならないものに人件費というものがあるのだけれども、これは地方財政法の施行令等に違反はしていませんか。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

今まで直営でやっていた理由につきましては、詳しくは存じ上げないのですが、今回改めて民間の活力を活用して、よりよいサービスを提供できるというところを目指して指定管理ということにさせていただいたもので、すみません、指定管理ではなかった。申し訳ございません。その経緯については、現状存じ上げておりません。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません。ふすべ村につきましては、本来であると指定管理等もやらなければいけない案件だというふうに思っておりますが、少し特殊でございまして、この施設に泊まりながら焼き物等の体験ができるという、これからの時代に少しフィットするような仕組みであるなというふうにも感じている中で、やはりなかなか使用が伸びないということでございます。これは、非常にやり方として考えなければいけないという場所であるというふうに考えております。1つの方向性としては、例えば体験ができるホテル、1棟貸しみたいな仕組みがあると思いますし、より一層、これは民間活力を考えながら取り組んでいくということで進めていきたいと思っております。この利用料につきましては、基本的にはやはり宿泊等が加味しますので、繁忙期であるとか、そういう部分について料金改定が一定的にできるようにということでの今回の条例改正でございまして。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

---

午前11時24分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） これ、2回目になります。私が聞いたのは、地方財政法では、市町村が住民にその負担の転嫁をしてはならない経費というもので、地方財政法第27条の4に明記をされております。そして、詳しくは地方財政法施行令の第52条の中で、市町村が住民にその負担の転嫁をしてはならない経費という

ものが市町村の職員の給与に要する経費と小中学校の建物の維持及び修繕に関する経費は、地方財政法の中で住民に負担の転嫁をしてはならないと明記をされているのです。だから、あなた方は、ここは直営で人件費やいろいろなもののために値上げするというのでしょうか。その値上げの分を市民に負担転嫁しているということだから、それに違反しませんかと聞いている。分かりましたか。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

提案理由のほうは、総体的に人件費や物価高騰というふうな記載はなされておりますが、この委託に関しましては直接人件費に充てているというふうには認識してございません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） それ、間違いです、説明としては。地方財政法上、負担の転嫁をしていいものと駄目なものがはっきり仕分けられているのです。他市町村のこういう料金値上げのところに行くと、地方財政法の違反、職員の人件費になりませんかという質問のQ&Aだってあるのです。あなたが今言ったことかというと、今回の説明、人件費や物価高騰のためと。物価高騰には充てるけれども、人件費には充てないという話ではないか。先ほどのトキ交流会館は、人件費800万円分に充てたいと。そういうでたらめな答弁は駄目だと思うのですが、どうですか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 先ほどの話は指定管理と、今回の直営と違いますので、それが一緒というような話、議論にはならないだろうというふうに思っています。今回の値上げが、これを人件費に充てるための値上げではなく、基本的には近隣のもの合わせながら維持管理するための値上げでございますので、これを人件費に充てるという意図では全くないということでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第137号についての質疑を終結いたします。

議案第138号 佐渡市佐和田森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） 議案第138号、それ以下のところもありますが、これ、この施設、ほかの施設もそうですが、島外から来る方々も利用しますが、市民の利用というのをどう配慮しているのかお答えください。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

当然、広く開かれたキャンプ場でございますので、現状島民、島外という分けというものはしてございません。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） 普通民間のところとか、その他のところですが、出資者に対してはそれなりに割引

したり、利用を促進したり、いろいろなことをするのですが、佐渡市はなぜやらないのですか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

---

午前11時28分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） それぞれやはり施設によって目的があるというふうに思っています。この施設につきましては、キャンプというかなり個人の嗜好に伴う施設でございます。そういう点につきまして、全てその差を設けるのがいいのかどうか、これは議論の余地はあると思いますが、現段階では過去も含めて、島民、島外の者を差別をしていないということでございますので、個人の嗜好に伴うものについては、基本的には差別をせずに一定の料金で運営をしっかりと持続可能にしていくという点が大事なのではないかと、いうふうに考えておりますので、今回について、その議論はいたしておりません。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 一応念のために聞かせていただきたいのですが、温水シャワーの利用料、それからコインランドリーの利用料について変更があるように見えないのですけれども、これはどういうことでしょうか。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

他のキャンプ場の事例等も拝見しまして、その点については変更が必要ないというふうに判断したものでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） その辺はちょっと本当に計算した挙げ句、ここのサイトは結構細かな計算しておられるなという印象はあるのですけれども、そこは全然変更がないのか。変更がないなら、なぜこの棒線が引いてあるのか。何か変更の理由があったのではなかったのですか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時30分 休憩

---

午前11時31分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明します。

この表になっておりますので、表全体を変えるというところで線を引かせていただいております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第138号についての質疑を終結いたします。

議案第139号 佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第139号についての質疑を終結いたします。

議案第140号 佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 議案第136号からここまでは、ここに書いてあるように、近年の人件費や物価高騰に合わせた、先ほど市長も答弁したけれども、あれ間違いですから。地方財政法施行令を知らないというのはちょっとびっくりしたのだけれども、物価高騰だというのならば、この赤泊の農林漁業体験施設は割と今までのものよりも島内利用者が私は多いのではないかなと思うのだけれども、その辺はどういうふうになっていて、そういう影響はどの程度あるのか。これは、どのぐらいこのことをやるによって増収になるのか。それが1つです。

2つ目、もう一つ聞きたいのは、指定管理者は、これ以外ではなくてもほかにもいっぱいあるでしょう。それも人件費や物価高騰で大変なのではないのですか。例えばこのケーブルテレビもそうだろうし、ビューーさわとか、ああいったものも、温泉なんかも同じように今回きちんと上げるとか、そういうことを考える必要があったのではないのでしょうか。どうですか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時34分 休憩

---

午前11時35分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 実は全体の指定管理の料金、市民への料金等も様々な議論をしております。多くの議論をした中で、できるだけ今の段階で市民に影響がないもの、そして合意が取れるものというところで今回の条例ということで上げさせていただいたところでございます。その他も含めて今議論をしてみたいと思いますので、その議論の中で、また必要なものについては議会のほうに御提案をしてみたいと考えております。

今回の案件について、数字等につきましては、観光振興部長のほうから説明させます。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

サンライズ城が浜の利用人数につきましては、島内、島外という分けは今のところ持ち合わせていないのですけれども、令和5年、1年間につきましては3,334名といった方に御利用いただいております。今回利用料金を上げることによりまして、1,400万円ほどの増収が見込めるというふうに試算してございま

す。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 今回出された多くのものは、トキ交流会館は違うのかもしれませんが、割と島外利用者が多いのかなという気が、赤泊の場合は別なのだけれども、そういうのもあるので、島外インバウンドだ、いろいろなのが高値になっているというのがありますから、それは私、仕方がないことだというふうにするのだけれども、人件費や物価高騰の影響を受けているのは、これを利用する市民も受けているわけで、今後の、先ほど市民の暮らしに影響する指定管理の問題もあとと言いましたが、ぜひ指定管理をやっているというところは親元ですから、私は一般質問でも取り上げましたが、物価高騰だから、指定管理もしっかり人件費に見合うようにやっていくという、そういう視点でやっぱり物事を見ていかないと、市民のサービスの在り方と事業者の間のあつれきというのが生まれて、かえってサービス低下につながるというふうにするのですが、その辺の検討は当然していると思うのですが。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今回指定管理の中で様々な議論をさせていただきましたが、全てのものが上がったときに、それを指定管理料、要は税でそれを全て負担していくということ自体は、やはりいつか必ず事業が不可能になるというふうには認識しておるわけでございます。この議論につきましては、大変長い間、温泉の問題も含めて進めてきたわけでございますので、やはり一定程度負担をお願いしながら、行政も含めて、効率化も含めて取り組んでいくという、この基本的な概念が必要だと思っておりますので、今回それに併せて佐渡の状況等を鑑みながら提案させていただいた条例であるということでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 議案第136号から議案第140号までを一括してお伺いしますけれども、変更がないものについて棒線を引くというルール、これについてもう一度お伺いします。

これ、事前に見ていきますと、変更があるものについて棒線が引いてあると、こういうふうに思いますので、棒線を引いたことが間違いなのか、それともそこに記載すべき数字が変更されていなくて間違いなのかというのが分かりません。ですから、ルールはやはり一貫して議案第136号の形式が私は一番分かりやすいと思いますが、それ以降、議案第140号まで同じ様式になっていないので、そこはどういうことでこのようなルールになっているのか、もう少し全体に分かりやすいような表記にさせていただきたいと思っております。どういうルールですか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

---

午前11時40分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

大変失礼をいたしました。表を改めるという形のものにつきましては、表自体全部のものを線を引かせていただいております。それから、額を改めるというところにつきましては、額が変わったところに線を

引かせていただいております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 資料を頂く側は、そういうルールについては承知していません。議案第136号はそうになっていません、今の御説明のように。表を見る者は、どこを改正したのかということを見るので、例えば人数とか、和室とか、改正もしていないところに一々線引かれる意味がないと思うのです。そうすると、線を引いていることに意味があると考えたら、ここは誤植なのかな。線引いたのだから、変えなければいけない。しかし、変わっていないなら誤植かなと思って見ます。議案第136号が、では間違いだと。議案第136号の表記は間違いだということですか。全部整合性がないので、もう一度整合性あるように説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

---

午前11時42分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

繰り返しになりますけれども、先ほど説明したとおり、表を改めるという形にした場合は、表自体全部のところに線が入っております。それから、額を改めるという形になっておるものにつきましては、額が変わったところに線を引かせていただいておりますというところでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） 3回目ですけれども、同じことしか質疑のしようがないのです。額が変わっていないところにも線が引いてあるのは、ではなぜなのかと。別に線を引かなくてもいいような施設区分にも線が引いてあり、単位にも線が引いてあり、金額にも備考にも全部線が引いてあると。そうすると、その表記を変えるつもりで線を引いたはずなのだろうとこちらは思います。にもかかわらず、別に変更もないところにまで全部線が引いてあるというのは、こちらは、資料を頂いた者はそもそも本来変更があるはずのものなのだろうと。しかし、変更がないのであれば、これ誤植なのではないかと、もらった資料が間違いなのではないかと、こういうふうに見るわけです。ですから、要らないものに線を引く必要はないのではないですかと。その点でいえば、議案第136号の書き方が一番正しいのではないのですか。今までの御説明であれば、議案第136号の説明資料が間違いだと、こう言いたいのでしょうか。もう一回お願いします。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） これは、法制執務の問題もあって、どういう形がいいのかということで、どちらも間違いではございません。よく条例の改正理由を読んでいただければ明確になるかというふうに考えております。佐渡市佐和田森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改めるということで、この条例改正については、このような条例改正をお願いしております。そういう点で、別表全体を改めるということから、線を引かせていただいたということが技術的

な提案の仕方ということになるわけでございます。正しいか、正しくないか、これ全くどちらも問題ないというふうに思っております。しかしながら、分かりやすいか、分かりにくいかという点で考えまして、今後の条例提案のときには、また我々としても十分配慮して条例の提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第140号についての質疑を終結いたします。

議案第141号 佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第141号についての質疑を終結いたします。

議案第142号 字の変更について（大小地区）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第142号についての質疑を終結いたします。

議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結いたします。

議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（窪田キャンプ場）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第144号についての質疑を終結いたします。

議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川観光交流センター）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第145号についての質疑を終結いたします。

議案第146号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第146号についての質疑を終結いたします。

これより議案第147号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての質疑に入ります。  
本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については分割して行います。  
それでは、歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費及び3款民生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

2款総務費及び3款民生費についての質疑を終結いたします。

4款衛生費及び6款農林水産業費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 参考のために聞いておきたいのですが、林業振興費のところ、木材流通効率化関連施設整備等事業補助金の960万円は、これどのような形なのですか。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

今回森林組合が事業主体となりまして、伐採した木材を山林から運び出します高性能林業機械、グラップルというもののなのですけれども、これを導入する経費を支援するものでございます。今年度、早い時期からこの機械の導入につきましては検討を行っておったところなのですけれども、高額な機械でもございますので、導入のほうをちょっと尻込みといいますか、していた側面もございまして。しかしながら、我々も含めまして関係機関と協議を重ねて、将来的な生産コストの削減に向けまして、国の交付金を活用し、このたび導入に踏み切ったものでございます。来年度早々の作業に間に合わせるために、今回の補正予算に計上いたしまして、我々といたしましても林業振興を後押ししていきたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 12月、年度がだんだん終わりになっていて、このような予算が出るということはちょっと疑問だったものだから聞いたのですが、そうするとともに予定していたものが最終的に事業主体がやるということになったので、盛られたという理解でいいですね。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

4款衛生費及び6款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

7款商工費から11款災害復旧費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 恥を忍んで聞きますが、観光費の春の航送料割引キャンペーン業務委託料は、これ、どちらに業務委託をするということで、随意契約ですか、公募ですか。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

委託の方法については、これから検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） お題目でいうと航送料だから、佐渡汽船への随意契約による業務委託ではないかと私は思っていたのですが、今後考えるということなのですか。これ、どこかそれ以外に委託する方法というのはあるのでしょうか。例えば鉄道みたいなのは、ネットで今予約をすると運賃安くなるみたいなものも含めて、そういうことも想定しているということなのか、どういうことなのか。ぱっと答えられないのはちょっと疑問なのです。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

今回佐渡汽船との折半、半分半分の負担ということでございますので、佐渡汽船への委託といったことを考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

7款商工費から11款災害復旧費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第147号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての質疑を終結いたします。

議案第148号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第148号についての質疑を終結いたします。

議案第149号 令和6年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第149号についての質疑を終結いたします。

議案第150号 令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第150号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第130号から議案第150号までについては、お手元に配付した委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第6 請願第4号、請願第5号、陳情第12号

○議長（金田淳一君） 日程第6、請願第4号、請願第5号、陳情第12号を議題といたします。

本案については、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管する常任委員会に付託いたします。

それでは、休憩とさせていただきます。

午前11時54分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（金田淳一君） それでは、再開いたします。

---

日程第7 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第109号、議案第116号から議案第119号まで

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第110号から議案第112号まで、議案第114号、議案第115号、議案第120号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第113号、議案第121号、議案第122号

○議長（金田淳一君） 日程第7、前定例会において委員会の閉会中の継続審査とした令和5年度決算の件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂下善英君。

〔総務文教常任委員長 坂下善英君登壇〕

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第109号 令和5年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和5年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会が指摘する事項は次のとおりであります。指摘事項。1、総務文教常任委員会。（1）、総務部総務課。①、外部人材の活用については、定量評価を確実にし、外部人材導入の当初の目的に見合った活用がされているか効果の検証をし、公正な行政運営に努めること。

②、本市の令和5年度の障がい者雇用率は2.6%であり、法定雇用率と同水準であるが、令和5年の制

度改正による法定雇用率3%を踏まえ、計画的に障がい者雇用に取り組まれない。

(2)、総務部防災課。①、1月1日の能登半島地震など近年大規模災害が多発している。地域防災計画の策定や大規模災害への対応など防災課の業務は多岐にわたっているため、有事に備えさらなる体制の強化を進めること。

②、本市には協定福祉避難所はあるが、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者などの要配慮者を受け入れる災害基本法に基づく福祉避難所の設置を進めることを強く求める。

(3)、企画部総合政策課。④、SDGsの取組については、進捗状況を可視化し、庁内での情報共有をはじめ市民の理解を深めるよう努めること。また、関連事業である竹チップ舗装の実証モデル事業は、費用対効果を検証するとともに、今後の活用について十分検討すること。

②、今年度、新規事業の若者の活躍拠点づくり推進事業は、費用対効果が見られないものと思料する。今後の事業継続、所管の見直しを含め、根本的な事業の検証を強く求める。

(4)、企画部秘書広報課。以前は、市ホームページに市民からの意見、提言を掲載していたが、現在は対応していない。市民の声や市の対応を広く周知するためにも再開を検討すること。また、市長との面談記録等については適正管理に努めること。

(5)、財務部財政課。任意団体及び市が事務局となっている団体の負担金、補助金等の交付事務の取扱いについては、関係例規を早急に見直して適正にすること。

(6)、教育委員会教育総務課。①、国の就学援助補助対象品目には、オンライン学習通信費や卒業アルバム代などが対象になっているが、市の補助対象品目には含まれていないので、早急に国の水準まで拡充すること。

②、文化・体育活動費支援事業について。新型コロナ5類移行により、島外において文化・体育活動に多くの児童・生徒が参加し、活躍していることは、大変喜ばしいことである。コロナ禍明けの活動を後押しするためにも参加者の受益者負担を元の負担額に戻すよう強く求める。

(7)、教育委員会学校教育課。心の教育支援事業について。不登校となっている児童生徒94人のうち、訪問指導実施人数が12人と前年度実績を下回る成果にとどまっている。きめ細やかな対応ができるよう、十分な人的配置を行うとともに、学校と家庭との連携体制を整えるよう強く求める。

(8)、教育委員会社会教育課。ジオパーク推進事業について。ジオパーク推進協議会と負担金の在り方について、適正な体制に向けて対処されたい。

(9)、消防本部。佐渡市の水利整備率は80%で、県内平均95%と比較すると大幅に低い整備率となっている。いつどこで発生するか予測不能な火災に確実に対応できるよう、県内平均まで整備率を向上させるよう強く求める。

(10)、選挙管理委員会。投票所に出向くことが困難な市民が増加している。今後は移動期日前投票所などを複数開設し、市民の利便性に考慮した投票所運営に努めること。

2、産業建設常任委員会。(1)、観光振興部、地域振興部総括的指摘事項。令和5年度の施政方針において、「滞在型観光から交流人口へ、交流人口から移住や短期移住などへの流れを変えていくことが重要」とある。関係課で様々な事業を行っているが、この方針に沿った形で連携した事業とはなっていない。人口減少が激しい佐渡市において、観光から移住へつなげる重要施策であることを十分認識し、各課と連

携を図り、目的達成に向けて取り組むこと。

(2)、地域振興部移住交流推進課。U・Iターンサポート事業について。移住者が増えていることは評価できる。3年以内に離島する割合が低いUターン者向け支援事業について事業拡充すべきである。

(3)、農林水産部農業政策課。①、農業資材等物価高騰対策支援事業及び飼料価格高騰対策緊急支援事業について。近年の物価高騰を受け、緊急対策として減収となった農家に対して行った支援策であるが、減収を補填しようと保有米を売却するなど、結果的に増収になり対象とならなかった農家も多かったと説明があった。他の自治体では農業資材、ガソリン代の増加分の10割支援なども見られることから、今後実施の際は、農家に十分配慮し取り組むこと。

②、畜産振興事業（優良和牛増産補助金）について。当該補助金の活用により、島内の繁殖素牛頭数が増加していることは評価できる。畜産市場活性化のためにも増産体制に向けた事業拡充を強く求める。

(4)、観光振興部交通政策課。交通対策事業について。世界遺産登録による観光客の増加や、安定した島内交通維持の観点からバス運転士の確保は喫緊の課題である。路線バス運転士緊急確保事業は効果的であったが、今後もあらゆる手段を検討し、運転士の確保に努めること。

議案第116号 令和5年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第117号 令和5年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第118号 令和5年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第119号 令和5年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4議案は令和5年度における各財産区特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

議案第109号 令和5年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する荒井眞理君の質疑を許します。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 産業建設常任委員長に2つの事業について御質疑いたします。

1つは、地域振興部の移住交流推進課のU・Iターンサポート事業についてです。今ほど御報告の意見の中にUターン者向け支援事業の事業拡大の指摘対象者を3年以内に離島する割合が低いUターン者、これに限って支援事業拡大の意見をつけています。その理由は一体何なのか。ほかのUターン者に対する支援拡充は要らないというのか、どのようになっていたのでしょうか。これが1つ目の御質疑です。というのは、UターンもIターンもみんな大事ですから、どうしてそこに差をつけるのかということです。

2つ目の御質疑、地域産業振興課の雇用機会拡充事業についてです。これについては、今年度に入ってから1件の補助金不適正受給事件が発覚しまして、全部で、昨年度この事業は50件あったのです。ですから、50件のうち、残りの49件の事業者については、同じような実績の不適正があったのかどうか、これ審査しておられますか。少なくとも1件の補助金不適正受給と返還に至った事件があったことについて、今般何も意見がないと、意見することはないということについて、どのような審査、議論があったのか御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

U・Iターンサポート事業についてですが、当委員会で付した意見について、Iターン者に対する支援については、様々な事業を実施しているが、移住3年後の定着率はUターン者のほうが高い結果となっています。このため、Uターン者に対しては、奨学金返還支援制度などの支援施策もあるが、さらなる支援拡充を求めたものであります。

雇用機会拡充事業について、今回補助金返還となった事業については、本年9月に国から交付取消し通知が出されたものであり、決算審査の時点で、令和5年度事業で同様の事例の確認はできていません。審査の際には、国からの事務連絡にのっとりた形で今年度の実績報告より検査する予定でありますと説明がありました。結果として、補助金返還事案となったことは遺憾ではあります、委員会として意見を付すところまで至りませんでした。

以上です。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） さっきのU・Iターンサポート事業についてですが、一番U・Iターンサポート事業の成果のあったUターン者、高かったものにさらに支援を求めると、これは当たり前のことだと思うのです。むしろIターンのほうがうまくいっていないというふうに聞こえましたが、そうであればそちらのほうに支援事業をもっと拡充する、あるいはメニューを増やすとか、様々な御意見をつけるのが普通ではないかというふうに思いますが、そこはもう一度御説明をお願いします。

それから、雇用機会拡充事業についてですが、今私が聞いたのが聞き間違いでないかどうか。執行部は、昨年度末にはこの事案は発覚していなかったもので、私ども、議会として、そこについては意見が必要ないのではないかというふうに聞こえましたが、そのような今の御説明だったのかということ。だとしたら、不適正があったにもかかわらず、それを見つけれなかったということが問題なのではないでしょうか。そのことを指摘して意見つけるべきだったのではないかというふうに思いますが、そういう議論はなかったのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

U・Iターンは、Iターンのほうが3年たつと転出する人が多いので、Uターンの人が多く残ってほしいという意味で意見をつけました。

それで、雇用機会拡充事業のほうは意見をつけたいという議員が少数でつけませんでした。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） Iターンの方は、3年たつと転出するのが当たり前かのように聞こえてしまうのです。そうではなくて、Iターンの目的は、佐渡に今まで生まれていない、住んでもいないけれども、佐渡を気に入って、ここに移住したいと。3年だろうが、5年だろうが、10年だろうが、ここにもうずっといてもらいたいと、こういうことで、もし成績があまり芳しくない、効果があまり芳しくないとしたら、もっと頑張れと、これが議会のつける意見かと思いますが、そのような御議論がなかったのかということをもう一つ確認させていただきたい。

それから、雇用機会拡充事業については、議会としては、やはり私たちの使命は二元代表制であり、執

行部がどのような仕事をするのか期待するものであるということを見抜けなかったなら、こういうことがないように、今後緊張感を持ってとか、様々なことは議会として意見つけられたと思います。そういうものをつける必要がなかったと、これが産業建設常任委員会の結論だったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） 今荒井議員が言ってくれたように、UIターンは両方とも、それは長く佐渡にいてほしいというのはもっとものことです。

次、雇用機会拡充事業のやつは意見をつけたいという人が少なかったというだけです。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長に対する荒井眞理君の委員長質疑を終結いたします。

産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。通告をしてあるとおりであります。

今定例会が始まったときに市民に向かって議長が言ったように、元市議会議長会にいた廣瀬講師の話を聞いて、改めて決算審査について深く勉強したところです。決算審査、言うまでもありませんが、市民の税金が使われているものが費用対効果がしっかりしていたか、法令等に違反していなかったか、そして市民の目線から見てどうだったかというのが議会として決算審査をやる分野であります。なので、その視点から2つの事業についてお尋ねをしたいと思います。

1つは、小木直江津航路運営費等補助金、いわゆる現在の4代目こがね丸の旧えひめの購入の予算の使い方の問題であります。とりわけ費用対効果の面では、これ非常に分かりやすいので、予算額も比較的大きく分かりやすいものですから、聞くわけです。導入は、冬のカーフェリーの2隻体制維持を大きな柱として、船舶購入費の11億円のうち7億3,330万円、令和5年度は1億4,660万円を予算執行して行政支援したわけです。就航初年度であったわけですから、初期目的に見合った費用対効果はどのように審査をされたのかお尋ねをしたいと思いますというのが1点目です。

2点目は、導入目的の一つは、先ほどのことと関わりますが、経費の削減です。小木一直江津航路のこがね丸を入れることによって、費用対効果で経費が削減できる。10年間で約6.3億円の赤字が圧縮できるとされていたわけです。分かりやすく言えば、当年度は6,300万円赤字が圧縮されなければいけないということになるのですが、どの程度の圧縮ができたのか、そして当初の行政支援目的が達成できたのかお尋ねをしたいと思いますということです。

2点目は、観光交流機構負担金5,931万円の関係についてであります。令和5年度は、3月23日に当初予算を議会が議決しました。そして、そのときは機構の事務局の運営に係る経常経費の7割程度を基準として負担するとして、年額3,909万1,000円と規定されていたわけでありまして。議会は、このルールでしていただいております。にもかかわらず、予算議決後、監査の指摘も受け、ここに指摘をした監査もいますけれども、急遽負担金規程や、なかった負担金要綱も年度末ぎりぎりにつくって、令和4年度においても当初予算まで遡及するという、私で言うと、まさに正当化したものと言えるわけでありまして、そういう意味では令和5年度予算に大きく関わっています。執行部の認識は、どのようなものであったのかお尋ね

をしたい。つまりこの教訓が生かされているのか、また審査の際、部長は出席していたのかということですね。委員会審査の議事録を読んで私はびっくりしました。全くこのときの事案のことが教訓として生かされていないものですから、まさか部長が出ていたわけではないだろうということでお聞きをするものであります。

2番目、この令和5年度の当初予算のやり方は、先頃、追認議案ありましたが、このやり方以上に議会の予算審査を形骸化しているのではないと思うのですが、その辺はどのように審査をされたのか。

3点目、監査指摘も受けて、市自らが年度途中で調査チームをつくって、市の報告書の中で予算要求及び査定とチェックの体制に基づく体制を充実するとしていましたが、どのように充実されたのかお答えいただきたい。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

観光交流機構負担金についてお答えします。令和5年度の佐渡観光交流機構負担金については、令和5年3月に制定した負担金要綱に基づいて適正に事務処理を行っているという説明がありました。また、当日の審査には担当部長の出席はありました。

次に、審査について、令和5年度当初予算では、8,231万6,000円が計上されたところではありますが、実際の執行においては必要経費をしっかりと精査した上で交付を行い、最終的に5,931万696円となったという説明がありましたので、それを了としたものであります。

市の調査チーム報告書の予算要求及び査定とチェック体制への対応については、事業期間内に実績報告書の提出を求めるなど、予算が効果的に活用できているか検証を行っているという説明がありました。また、この報告書が出された後の令和6年度当初予算においても、観光交流機構からの資料を基に内容を精査し、予算組みを行っているという説明がありました。

順序逆ですみませんでした。小木直江津航路運営費等補助金について。こがね丸導入に際して、新潟一両津航路では冬季のカーフェリー2隻体制を想定したところではありますが、両津港の防舷材工事などもあり、こがね丸は3月のみ就航となりました。小木一直江津航路では、車両航送、貨物運送が可能となり、輸送人員も例年より増加したことから、費用対効果があったものと考えています。

赤字の削減について、導入当初の令和5年は船舶の減価償却費やコロナ禍後の団体の利用者数が低迷したことなどから、小木一直江津航路の航路損益は前年よりも悪化する結果となりました。一方で、新たな導入効果として、小木一直江津航路における車両航送、貨物運送が可能となったことや輸送人員も前年より増加したことなどの説明がありました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 航路の関係のほうから聞きます。産業建設常任委員会に出されている決算資料を見ますと、航路の収支の改善については7,300万円悪化したと書いてあるではないですか。就航率も調べてきましたが、令和4年10月25日にこれを導入されたときに、大丈夫なのかと、本当に走るのかと、揺れるのではないのかというときには、当時の部長は、冬場でも約97%から98%の就航率と言っているのだけれども、実際問題は小木一直江津間をやっている夏場でも91.67%、両津一新潟間でも3月1日から16日まで

は、こがね丸の就航率は56.25%と出ているではないですか。そういう意味でいうと、当初の費用対効果の問題でも、就航率の問題でも、当初の目的とは全く違ったという、私、結果になっていると思う。就航率の問題で、ちなみに言えば、当時議会、特に産業建設常任委員会も含めて、本当に大丈夫なのか、大丈夫なのか、大丈夫なのかと言ったのにもかかわらず、ジェットフォイルと同じこがね丸は、波の高さ3メートル、風速18メートルとなったというふうに言っております。ということで見ると、やはり当初の目的からすると、非常に費用対効果という、単年度で測定するにおいてはなかったというふうには思うのですが、その辺はどうなのかと。結果的に言うと、10年間で6億3,000万円の赤字が圧縮できるというのも、これできないという理解でいいですか。例えば出された資料によりますと、費用面では船員が増えた、修繕費が増えた、中古船ですから。おまけに減価償却費と、この3つを挙げているではないですか。費用面では、それが増えたということになると、今後もさらに、かなり老朽化している船舶ですから、大変なのではないかと思うのですが、その辺はどのように審査をされたのかをお伺いしておきたいと思えます。

次に、観光交流機構の関係です。委員会の議事録を読ませてもらったのです。委員のほうから監査の指摘はどうだったと言ったら、令和5年度の監査からの指摘というのは、令和3年度の負担金に関して執行されていなかった不用額が市に返還されていないまま内部にあったことが問題だと言っているのですが、監査の指摘はそんなことは言っていません。監査の指摘で何を言っているかということ、令和4年度予算の請求資料もなければ何もなし、予算の要綱もない、そういうものがルールがなくてやったのは大問題だといって、あなた方が、観光交流機構という団体がルールを変えてやった。議会議決後にルールを変えろというのは、これは議会軽視も甚だしい。議会軽視というのではないです。要は市民の軽視ということに私なると思うのですが、その辺どうでしょうか。やっぱりこういう問題は、しっかりと問題があれば問題があったとしてきれいに片づけて次に進む。失敗したら失敗したというのが私は正しいと思うのだけれども、その辺どのように審査されましたか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） 小木一直江津航路については、就航率が悪いというのは本当に遺憾だと自分たちも思っております。それで、何をもいいとしたかということ、人を余計に運んでくれた。それと、荷物を余計に運んでいただいた。そのお金が、島内に入るお金がいっぱいあると。観光客1人来ると、大体5万円ぐらい1日に使ってくれるという統計があって、それでトータルにするといいだろうということになりました。

それで、もう一つのほうは、赤字は初年度なもので、あと何年か、コロナも終わって、これから余計にお客さんとか来てくれるというのを期待しています。それで、よしとしました。

それから、観光交流機構のほうはしっかりと観光振興課が審査をしてやっておるということで、よしとしました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 3回しっかりとやったので、3回やっておきます。導入するときに、当時山本健二副委員長が10月25日の審査の中で、こんなふうにも言っているのです。カーフェリー、入れても冬場に適した船かどうか分からない。冬場は、大体風がこのぐらい吹いている。波も4メートルから4.5メー

トルは出ている。前に小木に入れた船と同じで、入れたときは何ともないと言っておきながら、また走ってみたら駄目だという話になるのではないかと、こういうふうには怒っているのです。大分丸くなったのだと思うのですが。もちろんカーフェリーですから、物流もあります。人もあります。だけれども、当初の目的として、佐渡市議会が一番気にしたのは、走らない船、揺れる船をまた二の舞をやるのではないだろうか、これやっては駄目だよ。そして、2隻体制、両津航路でも走っている体制であるというところで行政支援したわけなので、先ほどの廣瀬講師の視点から見ると、私はこれ、なかなか問題があるというふうには思うのですが、いかがですかということです。

もう一つは、観光交流機構のことですが、これも駄目だったら駄目、失敗しましたらしたで、やりようは私幾らでもあったと思うのです。補助金をもらう側が勝手に補助金の額を変えて、それで100%しましたよと、これはやっぱり市民目線から見て、私は問題があると思うのですが、その辺、審査をされているようならお答え願いたい。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

自分的な意見は変わってはおりませんが、委員長とすると、総体的に費用と経費を見ると、これでいいと思っております。これ、船をどうこうというのはやってみないと分からないところもあるにはあるのですが、そこは委員長としてはなかなか言いづらいです。

それと、観光交流機構のほうは、令和5年度はもうしっかりと審査をしてお金を出しておるということを確認しておりますので、これでいいと思っております。それで、よしとしました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

次に、市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） それでは、市民厚生常任委員長にお尋ねをいたします。

先ほど委員長報告の中にありましたが、市民厚生常任委員会の指摘事項や意見が全くないということですので。この決算審査に入る前にも、決算を認定するか認定できないかは別にして、必ず問題点や課題はあるはずだから、それを議会が指摘をすることによって、市政の発展につなげるのです。なおかつ次年度予算に反映させるためだということで、12月定例会の冒頭にこんなことやっているわけなのですが、それにしても意見がついていないので、総括的に聞きたいというのが私の視点です。

長く続いていた新型コロナの蔓延から令和5年度の5月8日から感染症法上の位置づけが2類相当から5類相当に変更された年度です。コロナ禍以前の生活に戻った人は、統計上34%にすぎないというのが、これ12月時点です。が統計上なっております。そういう意味でいうと、この年度はコロナ禍の暮らしの大変さや営業等の変なところが色濃く残っていた年度であります。そして、市政では原油高騰や物価高騰から市民の暮らしを守る当面策が次々と打たれた年度でもあります。とりわけ市民厚生常任委員会は、市民の暮らしや福祉に直結した分野が多いというふうには思うのだが、あまりにも何もないというのはちょっと議会として頼りないのではないかと。議会報告会で何やっているのですか、しっかりしてくださいよという声が飛び交いましたよね。今そういう状況ではないかということなのでお聞きをしたい。何で指摘事項がないのか。

2点目、今ほど言いましたように、ウィズコロナからアフターコロナへの移行年度ですから、社会参加の外出をどうするかというようなことは、執行部の社会教育の施策でやっていました。また、高齢者いきいきお出かけ応援事業などもやっていたわけです。こういったものがあるのだけれども、コロナ禍で医療や介護の利用控えなどに伴う問題がどんなふうに変化していたか。もうちょっと行政として手を打てる場所があったのではないか、福祉で困っている人を助けることがあったのではないかというようなことをもうちょっと議会として、えぐり出す必要があったのではないかと思うのですが、その辺の審査はどうだったかということでございます。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） それでは、お答えいたします。

意見がなかったという御指摘をいただいております。まず、最初に審査の考え方、意見のつけ方というのについていろいろ議論をいたしました。交わされた意見として、予算の審査だったら、予算説明で質疑し、意見を述べ、修正を求めてよいものにしていくというところの考え方がありますが、決算審査ですので、何か瑕疵があったり、予算執行の効果について一定の根拠の下に次年度修正ということをつけるのは必要だが、確たる根拠もなしに感想的に意見をつけるというのは必要ではないのではないかと。あくまでも提出された決算に瑕疵等がなければ意見は必要ないのではないだろうか。また、意見をつけるなら新年度の予算に本当にきちんとつけるべきで、予算執行しませんよというぐらいの意見をつけるべきですが、決算ですので、それは効果がないというような意見もありました。このため、ほかの意見として、新年度予算を執行していく過程で、委員会として所管事務調査や閉会中審査などを駆使して予算執行を追求していく過程も踏まえた中で意見をつけるべきで、昨年どおりにするとか、昨年を参考にする意見というのは必要ないのではないかとという意見もありました。また、意見として、今ほど言いました昨年を参考に意見というのがありました。市民厚生常任委員会は何も意見がないということについて、意見をつけないということは何も仕事をしていないのではないかとというような議論もありました。ただ、この過程を経まして、意見はつけないということに市民厚生常任委員会としてなりました。

御指摘の2番目のところですが、ウィズコロナからアフターコロナのところですが、そういう御指摘の観点からの審査はありませんでした。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすれば、意見はつけなかったけれども、問題点はあったというふうに私は理解をしたのですが、意見はつけるまでもなかったということなのだけれども、その辺はやっぱり重要だと思うのです。議会の決算の審査というものは、認定するのか不認定にするのかはその人の立場によりますが、やっぱり次年度予算や執行部に警鐘乱打をするという意味で、問題点や課題はしっかり取り上げる。講師に来ていただいた江藤先生の話でいうならば、執行部のやることに100%いいなんていうことはない。そこに議会の存在価値があるのだと言われたわけなのだけれども、そういう意味では意見にはならなかったけれども、問題になった課題というのはどんなものがあるのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 意見の中には、健康寿命日本一というところを取り上げていますが、

なかなか前に進まない。あと、特定健診についても受診者がなかなか増えないというところの指摘はありまして、見てみましたが、委員会の中で審査をしておる中では、他市町村よりは、特定健診受診率についてはいいのだということも伺いましたので、そういう意見をつけるまでもありませんでした。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 例えば今言ったようなことがあるならば、いいことはいいことでしっかり評価をすべきだというふうに私は思います。問題点があれば問題点で指摘をする。この前の議会報告会ではありませんが、議会ももっとしっかりしろよと、議員の質をもっと上げろと市民の多くの声がありましたが、そういう意味でもちょっと物足りないのかなというふうに思いますが、個人的な意見は言えないのですが、委員長として、今後決算審査は要らないと思いませんか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 個人的見解は述べませんが、委員会の中で委員会審査の在り方、どういうふうにして目の子を合わせていくか、どういう観点で決算審査をするかというのを議会全体で最初に議論して進むべきだ、合意して進むべきだというような意見がありました。そういう観点からすると、次年度、取り組むなら、どういう観点で予算執行から決算審査まで進んでいくのが望ましいかという議論が必要だというふうに思います。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第109号に対する委員長質疑を終結いたします。

議案第109号 令和5年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） 日本共産党市議団の中川直美です。討論の中身は、今質疑で大分やったので、あまり深く言いません。

くどいようなのですが、我々が今期、これまでも何度も超一級の講師を呼んで勉強しておりますが、議会は費用対効果をしっかり見る。それはなぜかといったら、市民の目線で、市民の税金使っているものだから、いいだろうというのは駄目だよ。本当に費用対効果がどうなのかというのを決算審査や予算の審査で見る。そして、もう2つ目が法令や例規集あるいはルールに反していたら、これ駄目だよというもの。幾らいいことやってもルールに反しては駄目だ。そして、3つ目が市民の気分、感情、目線から見て、この予算執行がよかったのかどうか、このことが重要だというふうに学んできたところであります。ベテラン議員には、今さら言うまでもありませんが、こういうものであります。そういう点で、先ほど質疑にもありましたが、1つは佐渡航路の運営費の補助についてであります。11億円のうち、7億3,300万円、5年間で持っているものであります。ここには県の負担が一円もなかったという問題も私は大きく横たわっているというふうに思います。そして、何よりも費用対効果の面で見れば、先ほど言ったように、赤字も圧縮をさせていないなど、就航率も当初大丈夫だと言ったのに駄目だった。単年度で見たら、これは費用対効果がなかったというふうに思うところでございます。今後には大いに期待したい。

2点目です。観光交流機構の負担金の問題です。この問題は、議会の権能にも関わる、私は極めて重大な問題だというふうに思っています。議会が予算を議決した後に、勝手に年度末だといって変えて、それ

を追認も何もしないのです。議会にも正式に報告もなかったではないですか。そういう意味でいうと、議会としては、市民の立場でしっかりやるべきだ。なおかつ令和4年度まで遡及をするなどというものは、先ほど言った3つの基準。厳格に言えば、法令、例規には反していないのかもしれないが、こんなことを許していたのではおかしなことになるというふうに私は思っています。質疑の中でも言いましたが、そのことをしっかり関係部署の職員が理解をしていることが重要です。していなかったら、また同じことを繰り返すのではないかということで、先ほどの質疑になっているわけでございます。私は令和5年度は、先ほど言いましたが、ウィズコロナからアフターコロナの中で、社会施設の利用料の減免だとか、お出かけ支援などと執行部が頑張った面もいっぱいあるというふうに思っておりますが、以上の点で反対の不認定の討論といたしたいと思えます。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第109号に対する討論を終結いたします。

これより議案第109号 令和5年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第109号を認定することは可決されました。

これより議案第109号を除く総務文教常任委員会に付託した令和5年度決算の件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案を認定することは可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した令和5年度決算の件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、佐藤定君。

〔市民厚生常任委員長 佐藤 定君登壇〕

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第110号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第111号 令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第112号 令和5年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和5年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第114号 令和5年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和5年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第115号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第120号 令和5年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、令和5年度佐渡市病院事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

議案第110号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する荒井眞理君の質疑を許します。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 議案第110号、国民健康保険特別会計について質疑をいたします。

今ほどの御報告では、これは賛成多数で認定されていますけれども、審査において、どのような議論があって賛成と反対と分かれていたのか、その御報告をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） お答えいたします。

国民健康保険税について、令和3年度、令和4年度以降の推移についてとかの原因等について質疑等ありました。また、後期高齢者へ移行による加入者減少による税の今後の見通しや特定健康診査事業での予算残についての質疑はありましたが、それ以上のことの議論はありませんでした。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） ちょっとそれだと、賛成と反対の意見がよく分からないのですけれども、令和4年度のこの件についても、何も御意見はついていなかったもので、市民生活にはこの国保税でよかったのかなという印象がある一方、国保に加入している市民が多い佐渡において、これでも厳しいということ私たち議員は地域の声を聞いているはずなのです。その点に関して、今様々審査されたということはあったのですけれども、国保に加入している市民の目線で様々賛成と反対あったと思いますが、どのような御議論だったのか、もう一度御説明をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 国保税については高いと、なかなか払うことが困難だというような御指摘もありましたが、国保税については新潟県一本というような流れもあって、なかなか市独自で抗することができないというのも事実として報告もありました。その中で、やっぱり収入の少ない方ですとか、

いろいろな手だてで減免したり、いろいろなことの手だてはあるということで、今のところ、市としてやれることを、十分ではないにしてもやっているというような報告もありましたが、いかんせん高いというような議論はありました。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） 大体例年同じような議論はしています。ただ、それについて意見がないということは、これでいいのだということに等しい。これが市民目線でこの報告を読んだときの印象です。それは、一言で言うと大変残念です。今ほど県で、これ一本化していると、それはそういうふうになりましたけれども、でも佐渡の現状は非常に厳しいのだと、そのことを行政のほうではよく鑑みて適切な政策を考えるようにと、あるいは県に訴えるようにと、様々な意見のつけようがあったと思いますが、そういう議論はあったのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） いろいろ賛成、反対の議論はありましたが、意見をつけるというところには至っておりません。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長に対する荒井眞理君の委員長質疑を終結いたします。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 具体的に聞きます。まだウィズコロナからアフターコロナになってもコロナ禍で大変な時期でした。そこで気になるのは、ここに書いてあるとおりなのですが、国民健康保険税が高くて払えない人の人数の関係です。この年度は708世帯ですか、708世帯。その前年度が722世帯というふうになっているのです。つまり全体数としては減っているのだけれども、もう人口も減ったし、いろいろなものあるのだけれども、こういう暮らしの状況が改善されたものなのかどうなのか、その辺をやっぱりしっかり私分析しなければいけないと思うのですが、どうなのか。この後の後期高齢者や介護保険のほうも私リンクすると思って見ているのですが、受診控えなどの関係も含めてどうなっているのか。

2つ目、これは毎年言うのですが、佐渡市は独自の子育て支援策、負担軽減策として、第3子の均等割を安くするというのがあるわけです。これが1世帯に対すると、かなりの額、2万円とか3万円になるわけです。それがどうなっているのか。資料によりますと、国保の18歳未満が684人いるわけです。就学前までについては、国の制度で均等割が減らされますが、佐渡市はきちんと18歳まで第3子は軽減やっているわけなのですが、それはどの程度いたのかということ、人数と世帯数も教えていただきたいと思えます。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） お答えいたします。

国民健康保険税の審査において、コロナ感染症による滞納者の増加というのは、決算提出資料により確認しております。2020年度より急激な増加となっております。2023年においては2,337件、階層別では708世帯、内訳は所得ゼロ世帯が280件ということになっております。このため、資格確認書の交付状況というところですが、2023年8月1日時点では269世帯、被保険者360人、コロナ禍による短期証85人、そのほかの短期証で200人、一般交付700人です。なお、2024年2月1日時点では、243世帯、391人で、コロナ

禍による短期証が61人、そのほかの短期証で273人、一般証交付で75人です。

なお、このことによって受診控えが起こったかどうかについての審査はありませんでした。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 独自の均等割はどうだったかというのを3回目で教えてください。私も同じもの見ているのですが、先ほどこちょっと言ったように、滞納分析では2022年、一昨年前は2,431人なのです。ところが、2023年には2,337人と、若干ですが減っているのです。ここをやっぱりどう見るのか。さっき人口減少の問題も含めて、どう見るのかというのが重要だと思うのですが、それどうか。

ちょっと見てびっくりしたのは、2005年の債権まで持っているのです、2005年。今は債権の基本は、法令を遵守しながら回収すべき債権は回収するし、落とすべき債権は落とすというのが今債権のルールになっているわけなのだけれども、2005年からいまだに引っ張っているというのは、これ、かなり私、問題があるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。昨年は、2003年からありました。おととしと昨年、そのときというのは4件ほど落とすか、回収はしているのだけれども、ちょっとこれ、あまりにも古過ぎやしないかと思うので、その辺どうだったのかお答え願いたいと思います。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 失礼いたしました。先ほどの子育て世帯の第3子の軽減であります。令和5年度対象世帯73世帯、対象者96人、うち申請者ですが、62世帯、対象者78人です。そして、先ほどの今ほど御指摘ありました滞納分析の資料を提出いただいておりますが、2005年までの部分での滞納状況を時系列的に並べたものだというふうに理解しております。ここで債権がそのまま保有しているという認識はありませんでした。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第110号に対する委員長質疑を終結いたします。

議案第110号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） 日本共産党市議団の中川直美です。国保の令和5年度決算認定について不認定、つまり反対の立場で討論をいたします。

1つは、今の質疑の中でもありましたが、物価高騰やコロナ禍で非常に大変だった中、結果として、国民健康保険税1人当たりが8万6,646円、その前年度が8万1,030円でしたから、5,616円の値上げ、6.9%の値上げとなっております。2023年度は、食料品など3万2,396品目で全体として15%上がっているという非常に厳しい中でした。先ほどの質疑の中でもやり取りやりましたが、国保の加入者というのは低所得者層が多いわけです。そして、市自身が子育ての支援だ、物価対策の支援だとやっていた最中でありましたので、その点では今ほどの委員長の答弁を聞く限りにおいては、非常に手薄な対応だったなというふうに思います。先ほどありましたが、佐渡市独自の第3子の均等割の問題にしても、やはりもっと積極的にやって、子育ての支援などにも対応すべきだったなというふうに思っているところです。

債権の問題は、どのように解決したのかちょっと分かりにくかったですが、以前の新型コロナのとき、今の新型コロナではなくて、コロナのときに、県も含めて通達が出ました。法令を遵守しながら回収すべき債権、この中には債権だから何でも回収すればいいというものではないのです。暮らしの状況なども見て、回収すべき債権は回収し、落とすべき債権は落とすというのが今税の債権管理の基本的な考えです。そういう意味でいっても、いつまでも過去の滞納を引きずっている市民が多くいるのだなということを改めて認識をしました。これでは、生き生き元気に暮らすこともできないのではないかという意味で、この問題も指摘しながら反対の討論といたしたいと思います。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第110号に対する討論を終結いたします。

これより議案第110号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第110号を認定することは可決されました。

ここで休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

---

午後 2時46分 再開

○議長（金田淳一君） それでは、再開いたします。

議案第111号 令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 議員のほうからもっと厳しくやれという声が高かったので、厳しくやりたいと思います。後期高齢者医療の関係です。これ、何かというと、一々やるなど、ここにも1人いますけれども、滞納していると、サービスが受けられないのです、介護保険も含めて。そういう意味でいうと、どうなのかと。年金は実質下がっていて大変だということで聞くものであります。後期高齢者、滞納は2023年が104人の634万5,000円です。前年対比、前年度が130人。減っているのです。130人、5,523万6,000円だったので。人数は減っているけれども、保険料滞納額は増えていると、これどういうことなのだろうと、率直に審査をしていないものだから思ったわけです。そのこと、国保のときも言いましたが、受診控えや受診抑制につながっているようなことが私あるのではないかと思うのだけれども、その辺どうかということでございます。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） お答えいたします。

後期高齢者医療保険の滞納状況も国民健康保険税と同様の推移で、今ほどの御指摘の2023年については104人というところであります。また、所得ゼロ世帯というところが半数以上を占めているような状況は確認できましたが、審査の過程で前年の比較、それと減少の理由や受診控えが起きているかどうかの質疑はありませんでした。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第111号に対する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第111号 令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第111号を認定することは可決されました。

議案第112号 令和5年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 先ほどの後期高齢者医療と同じですが、介護保険料の滞納者は2023年、189人の357万9,000円、2022年が125人の500万3,000円なのです。減っているようにも見えるのだけれども、決してそうではないのだろうというふうに思うのが1つです。

それと、もう一つは、これも介護保険料を納められないと、今度サービス抑制になると。実際私は、以前の決算審査をやっていたときには、そんなに数は多くありませんが、何人かはサービスを抑制している。つまり介護サービスを使えなくさせているというようなところがあったのを記憶しておりますが、そういったことは今こういうコロナ禍のときにやらせてはならないと思うのだけれども、慈悲深い佐渡市は当然やっていないのだというふうに思っているのですが、部長が笑っているところを見ると、やっているのだと推測もしたりするのですが、その辺どうだったのかお尋ねをしたいというものです。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 介護保険の保険料の延滞状況についても資料提出がありましたが、この部分についての質疑はありませんでした。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、非常に低調な審査だったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 低調かどうかは、御判断にお任せいたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第112号に対する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第112号 令和5年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第112号を認定することは可決されました。

これより議案第110号から議案第112号までを除く市民厚生常任委員会に付託した令和5年度決算の件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案を認定することは可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、山本健二君。

〔産業建設常任委員長 山本健二君登壇〕

○産業建設常任委員長（山本健二君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第113号 令和5年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和5年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第121号 令和5年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、令和5年度佐渡市水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

なお、当委員会で付した意見は次のとおりです。

意見。本市の水道料金は、全国の離島及び県内20市の中でも既に高い水準となっている。人口に対して広大な面積を持つ佐渡の特質性に鑑みても、単独で重要生活インフラを維持していくことは非常に困難である。よって、各省庁への要望の機会や全国離島振興協議会等を通じて、国からの支援が手厚くなるよう要望し続けること。

議案第122号 令和5年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について。本案は、令和5年度佐渡市下水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより産業建設常任委員会に付託した令和5年度決算の件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案を認定することは可決されました。

前定例会において閉会中の継続審査とした令和5年度決算の件については全部終了いたしました。

---

○議長（金田淳一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時55分 散会